

第 5 回検討会における主な意見等

令和 3 年 1 月 2 2 日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

○第5回「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における主な意見

分類	NO	主な意見	発言者
ア 管理の在り方	1	○ 一つの集落が複数の状況を想定し、どの状況になっても生き残れるようにしておくことが戦略だと考える。また、対策がうまくいかなかったときのサポートの議論が必要。	林委員
	2	○ 土地利用が粗放化に向かう場合に土地利用がばらばらの状態になりやすいと考えられ、特に中山間地域ではその危険性が高いと思われる。農地以外の土地も含め、不在村者の理解をどう得るかも大きな課題。	安藤委員
	3	○ 将来的には、優良農地の概念を拡張し、多面的機能を発揮するような農地も政策的に優良農地と位置づけるような枠組みが必要ではないか。	広田委員
	4	○ 農地を農業生産として使わない場合でも、地域にとって価値ある土地利用とできるように考えていくことが大事。都市近郊や都市の中にも、人はいるのに放棄されている農地がある。こうした農地も、農業生産以外の農地の色々な価値を積極的に位置づけていくべき。	深町委員
	5	○ 緩衝帯を公共性の観点から「獣害指定エリア」として網がけ、集落のニーズに柔軟に対応できることが必要である。	小柳氏
イ 土地を利用・管理する主体	6	○ 集落外の土地所有者が増加すると、集落を維持するための土地管理ができなくなるため、集落で土地を管理する仕組みや、人が共生するための社会的に有効な土地利用が必要である。	小柳氏
	7	○ 拡大コミュニティは、そのコミュニティを運営する組織、体制、事務局がないと運営が難しい。個々の集落で難しければ地域運営組織が運営してもよいし、地域住民で無理なら非住民が運営してもよい。地域おこし協力隊、集落支援員制度も活用できるのではないか。	広田委員
	8	○ 有機農業者、兼業・副業の農業者、趣味的な農業者など、多様な主体の参入を積極的に進めることが中山間農地が生き残るための一番重要なポイント。	広田委員
	9	○ 誰がどの土地を耕作して、どの農地を残していくのが重要。農業法人や集落営農組織も考え合わせた上で管理していくことは可能ではないか。	笠原委員
	10	○ 地域農政の時代に作られた枠組みをやり直す形で、地域による土地の自主的管理の仕組みを新たにどう作っていくかが問われている。	安藤委員
	11	○ 中山間地域の農地の管理及び新たな利用の推進は、そこに暮らしていない非住民（地縁者及び非地縁者）の継続的な参加を担保する仕組みが求められる。拡大コミュニティ（定住者と非定住者でつくるコミュニティ）という考え方も仕組みの一つとして参考になる。	広田委員
ウ 合意形成手法	12	○ 非農家の増加、世代断絶が進むと地域コミュニティが希薄化し、自治機能が低下する。集落において一番の大きな問題は、地域活動や文化、集落資源に「無関心」であること。地権者の地域資源に関する無関心が広がると、合意形成が難しくなる。	小柳氏
	13	○ 集落の将来ビジョンから話し合いを始め、そこから土地利用につなげていくという順序が大切。	安藤委員
	14	○ 中山間地域の農地の管理及び新たな利用の推進は、そこに暮らしていない非住民（地縁者及び非地縁者）の継続的な参加を担保する仕組みが求められる。拡大コミュニティ（定住者と非定住者でつくるコミュニティ）という考え方も仕組みの一つとして参考になる。	広田委員

分類	NO	主な意見	発言者
ウ 合意形成手法	15	○ 集落ビジョンづくりなどの前段階のこを行うことで、集落の方々に地域資源について関心を持ってもらうことが重要。	広田委員
	16	○ 地域がやりたくなるような仕掛け、仕組みづくりが重要であり、その提案者が必要。また、地域をコーディネートする者が必要であるが不足しており、人材育成・確保の強化が必要。	高橋委員
	17	○ 集落ごとに方法は異なると思うが、無関心に関心に転換できるきっかけづくりが必要。将来集落がどうなればよいかということを考える場であれば、部外者でも参加できる余地があるのではないかと。	池邊委員
	18	○ 住民自らが参加し、自らが考えて答えを出すという方法による集落環境診断により合意形成を実現。	小柳氏
エ 合意を担保する仕組み	19	○ 関心が高まれば、おのずと人は動き、住民自らが考え出すことで、合意形成が実現する。地域住民の合意形成により、自治会として獣害対策費を予算化するとともに定期的な維持管理に取り組むこととなり、集落全体で、里山整備、耕作放棄地の解消、農地の共同管理が可能となった。	小柳氏
	20	○ 集落内外の人が共生するための土地利用を可能とすることが必要であり、私有地に制限をかけ、公用活動を可能とすることも必要。	小柳氏
	21	○ 政策的に行政が作るゾーニングだけでは土地を守ることは出来ない。利用主体の存在が前提条件であるとともに、利用主体が土地利用区分を作成することにより、土地が利用され、維持される。利用主体が作るゾーニングに対し政策的なつながりが必要。	安藤委員
	22	○ 土地利用に際し、利用主体が必要となる投資を行うために、経営の安定化が確保可能となるよう、長期間の賃貸借契約の締結が重要である。また、周辺住民の理解の醸成が重要となり、粗放的な土地利用の場合には面的なまとまりが必要。	安藤委員
オ ゾーニングの要否	23	○ 地域にとっての最適な土地利用を実現するため、モザイク状の土地利用を一まとめにしてマネジメントする主体の設定と、その一まとめの範囲をどのように設定するかを考えなければいけない。	安藤委員
	24	○ モザイク状のまとまりを捉える際は、対象とする空間の範囲やスケールを変化させて考えることが大事。	深町委員
カ 国、地方公共団体の関与の在り方	25	○ ボトムアップ型の計画策定が重要であり、農地の利用方法は基本的には地元で決めていただくしかない。	安藤委員
	26	○ 農村資源の維持や利用は集落では片付かない問題であり、資源を共有するためのマッチングの機会が求められている。このため、集落資源のデータ化やデジタル化（可視化）、共有化が早急に必要。	小柳氏
その他	27	○ 長期的な土地利用の検討の方向性（案）のチャートの中に「土地の利用・管理主体の形成」等の文言を入れてほしい。 【参考資料：長期的な土地利用の検討の方向性(案)】	広田委員

長期的な土地利用の検討の方向性（案）

- 農地は農地として有効利用することが大前提であることから、
 - ① そのために、農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払うことにより農地を有効利用する
 - ② ①の政策努力にもかかわらず、これまでと同様の利用が困難である場合には、粗放的な利用により農業生産を行う
 - ③ ②が困難な場合には、農業生産の再開が容易な土地として利用（有事の際等には農業生産）する
 - ④ ③が困難で荒廃化が避けられない場合には、荒廃化が進行する前に森林への計画的転換（人工林、里山林）等により有効活用を図る途を拓くこととしてはどうか。

